

石川県公報

令和元年5月21日(火曜日)

号 外

(第3号)

目 次

<p>人事委員会</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1</p>	<p>○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 11</p>
--	-------------------------------------

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十一日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第二号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級									
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
知事 の 事 務 部 局			政策調整員 主任主計員 主任企画員	課長補佐 主任主計員 主任企画員 船長 機関長	担当課長 知事室政策調整担 当課長 知事室政策調整担 当課長補佐 室長 室次長	危機管理監付課長 企画振興部課長 課参事 所長 室長 室次長 室課長	危機管理監室次長 新幹線・交通対策 監 少子化対策監 出納室長 出納室次長 室長			危機管理監 参事 技監
	自治研修センター					次長 准教授	所長			
東京事務所			係長	係長	課長	次長	所長			
県税事務所			係長	担当課長 係長	次長 課長 課長 担当課長	所長 次長				
県総合事務所				課長 担当課長 係長	担当課長 部次長 課長 担当課長	部長 部次長			所長	
消防学校						校長 教頭				
美術館				担当課長	課長 担当課長					
歴史博物館					課長					
白山ろく民俗資料館				副館長	課長					
能楽堂						副館長				
石川四高記念文化交 流館				担当課長	課長					
女性センター										
保健福祉センター				課長 担当課長	次長 部次長 課長 担当課長	部長 部次長				

別表第二の表からトの表までを次のように改める。

ニ 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事 の事 務部 局	本庁			課長補佐 主幹	主幹	
	美術館		学芸主任	文化財保存修復工房次長 担当課長 専門員 学芸主幹	担当課長	
	歴史博物館			学芸主幹 学芸主査 学芸主任		
	リハビリテーション センター			主幹	次長	
	保健環境センター		専門研究員		部長 副部長 研究主幹	次長 部長
	白山自然保護センタ ー			主任研究員	次長 研究主幹	
	工業試験場		研究員	担当部長 研究員	九谷焼技術センター所長 部長 担当部長 副部長 研究主幹	次長
	九谷焼技術研修所				課長	
	農林総合研究センタ ー			主任研究員	副場長 部長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 副場長 部長 能登畜産センター所長
	水産総合センタ ー			事業所長	事業所長 部長 研究主幹	所長 次長 内水面水産センター所長

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
高松病院				主査		主幹 主任専門員	主幹 薬剤師長 技師長	副部長 室次長 技師長
		家畜保健衛生所		専門員		担当課長 主幹	科長 主幹 主任専門員	科長
				技師				
教育委員会	特別支援学校						主幹	
			技師					
市町立の小学校、中学校及び義務教育学校			技師		主任技師	主任技師		

ト 医療職給料表（三）等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務局	本庁					主幹		
		県総合事務所			専門員		課長	部次長
							主幹	担当課長 主幹
保健福祉センター	リハビリテーションセンター					担当課長		
					専門員	担当課長 主任技師	次長	
						主任技師	室次長 看護師長	
中央病院	一				看護師長 主任専門員 主査	主任技師		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「管財課長補佐」の下に「及び主幹」を加える。

別表第二高松病院の項中「所長」の下に「、次長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

